

大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、林業に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、森林の整備及び適正な管理並びに林業の振興を担う人材を育成するため、秋田林業大学校（秋田県林業トップランナー養成研修をいう。以下「林業大学校」という。）を受講するものに対して大館市林業大学校研修生支援事業補助金（以下「市補助金」という。）の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 市補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 秋田県林業研究研修センター条例施行規則（平成26年秋田県規則第25号。次号において「研修センター条例施行規則」という。）第6条第1項の規定による受講の許可を受けている者
- (2) 第5条の規定により交付申請をした日において市内に住所を有する者、又は研修センター条例施行規則第6条第3項の規定による通知を受けた日以前において市内に住所を有していた者
- (3) 林業大学校の研修の終了後1年以内に県内の林業分野に就業し、又は林業分野への進学など将来的に強い意欲を有する者

(補助金の額)

第3条 市補助金の額は、補助対象者1人につき年額480,000円とする。

2 前項の市補助金は、年度を2期に区分し、第1期分を9月末に、第2期分を翌年の3月末にそれぞれ2分の1ずつ交付するものとする。

(補助金の対象期間)

第4条 市補助金の対象期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(補助金の交付申請)

第5条 市補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 受講選考合格通知又は研修生証明書の写し
- (2) 住民票の写し又は住所の記載のある公的書類等の写し

- 2 市長は、前項の申請があったときはこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

（補助金の請求等）

第6条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、第1期分にあつては9月末までに、第2期にあつては翌年の3月末までに補助金交付請求書（様式第3号）を市長に請求するものとする。

- 2 市長は、前項による市補助金の請求を受けたときは、速やかに補助決定者に交付するものとする。

（報告）

第7条 補助決定者は、第5条の規定する交付決定通知を受けた日の属する年度の3月末までに、大館市林業大学校研修生支援事業補助金研修状況報告書（様式第4号）に林業大学校の受講状況が分かる書類を添えて、市長へ報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、林業大学校の研修を修了した者にあつては、修了証書の写しを市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、市補助金の交付に係る決定を取り消し、その内容を大館市林業大学校研修生支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該補助決定者に通知するものとする。

- (1) 提出書類の記載事項に虚偽があるとき。
- (2) この要綱の規定に反したとき

- 2 市長は、前項の場合において、補助決定者が市補助金の交付を受けているときは、大館市林業大学校研修生支援事業補助金返還命令書（様式第6号）により、当該補助決定者に市補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（調査等）

第9条 市長は、市補助金の適正な執行のため必要があると認めたときは、補助決定者に必要な事項について報告させ、又は担当職員に現地調査及び帳簿書類等の調査を行わせることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、市補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、市長の決裁のあった日から施行し、令和3年4月1日から適用する

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。